

1 産業廃棄物処理の経緯と現状

廃棄物の排出抑制、適正処理及び生活環境の清潔保持による生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とした「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、事業活動によって生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油など法令で定めるものは産業廃棄物として、それ以外の廃棄物は一般廃棄物として、処理されています。

産業廃棄物にあたるものは下記のとおりです。

産業廃棄物の種類

①燃え殻②汚泥③廃油④廃酸⑤廃アルカリ⑥廃プラスチック類⑦紙くず⑧木くず⑨繊維くず⑩動植物性残渣⑪動物系固形不要物⑫ゴムくず⑬金属くず⑭ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず⑮鉱さい⑯がれき類⑰動物のふん尿⑱動物の死体⑲ばいじん⑳13号廃棄物（①～⑲の産業廃棄物を処分するために処理したもので、これらの産業廃棄物に該当しないもの）

（参考：廃棄物の区分）



昭和45年12月25日、旧清掃法が改正され、廃棄物処理法が公布されました。その中で産業廃棄物の処理について、事業者処理の責任が明確化されています。

近年の経済活動の活発化、国民のライフスタイルの変化に伴い廃棄物の発生量が増加し、その種類も多様化しています。

一方で、最終処分場など廃棄物処理施設の確保も困難となっています。また、不法投棄等の不適正処理が大きな社会問題となるなど、廃棄物処理を取り巻く状況は著しい変化を続けています。

このような背景から、廃棄物処理法は幾度となく改正が行われ、その都度、規制が強化されています。平成15年以降だけでも、廃棄物であることの疑いがある物に対する都道府県等の調査権限の拡充、未遂罪の創設など不法投棄等に係る罰則の強化、緊急時の国の調査権限の創設、廃棄物の収集運搬における目的罪の創設、環境大臣の指示権限の創設、保健所設置市に係る事務の見直し、産業廃棄物管理票制度の強化、無確認輸出に関する罰則の強化等の措置が講じられてきました。

そのほか、優良な業者を選択できるような制度作りが進められており、平成23年4月1日からこれまでの「優良性評価制度」が「優良産廃処理業者認定制度」へと新しくなりました。これにより、産業廃棄物処理業者が申請手続きの際に、「遵法性」、「情報公開」、「環境保全への取組み」、「経理的基礎」等から認定基準に適合することが確認された場合、許可期限を5年から7年に延長できるようになりました。なお、岐阜市では令和6年3月31日現在、優良産廃処理業者認定制度適合業者となった事業者は延べ6事業者です。

2 産業廃棄物について

産業廃棄物は、排出事業者自らの処理が原則ですが、その適正処理を確保するために①産業廃棄物処理基準②産業廃棄物委託基準③産業廃棄物保管基準④産業廃棄物処理施設の構造基準⑤産業廃棄物処理施設の維持管理基準がそれぞれ定められており、これらの基準が遵守されるよう指導を行っています。

また、廃棄物処理法を補完するために、「岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例」（以下「条例」という。）が施行され、土地所有者による廃棄物の不適正処理に関する監視義務、排出事業者による処理委託の確認義務、廃棄物

処理法により規制されない小規模な焼却施設に対する規制等が設けられています。

（参考：産業廃棄物の併せ処理→42 ページ）

3 法による規制**（１）産業廃棄物処理業の許可**

産業廃棄物の収集運搬若しくは処分を業として行おうとする場合には産業廃棄物処理業の許可が必要になります。

岐阜市においては、平成23年4月に改正された廃棄物処理法に基づく事務合理化により許可業者数は大幅に減少し令和6年3月31日現在延べ55事業者となっています。

令和5年度産業廃棄物処理業の許可申請件数

区分		収集運搬業			処分業				合計
		積替有	積替無	計	中間処理	最終処分	中間・最終	計	
産業廃棄物	新規	1	0	1	0	0	0	0	1
	更新	6	0	6	4	0	0	4	10
	変更	0	0	0	0	0	0	0	0
特別管理 産業廃棄物	新規	0	0	0	0	0	0	0	0
	更新	1	0	1	1	0	0	1	2
	変更	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	新規	1	0	1	0	0	0	0	1
	更新	7	0	7	5	0	0	5	12
	変更	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	8	0	8	5	0	0	5	13

産業廃棄物処理業の許可業者数

（令和6年3月31日現在）

区分		収集運搬業			処分業				計
		積替有	積替無	計	中間処理	最終処分	中間・最終	計	
産業廃棄物		20	0	20	28	0	0	28	48
特別管理産業廃棄物		4	1	5	2	0	0	2	7
合 計		24	1	25	30	0	0	30	55

（２）産業廃棄物処理施設の設置許可

産業廃棄物処理施設を設置しようとする者は、処理する廃棄物が自ら排出するもの又は他人が排出するものを問わず、設置にかかる許可を受ける必要があります。

設置許可申請の審査では、処理施設の構造、維持管理計画及び維持管理能力、生活環境影響等に関する審査を行います。

（３）基準の遵守

産業廃棄物排出事業者及び産業廃棄物処理業者は、産業廃棄物処理基準を遵守して産業廃棄物を処理する義務があります。

また、産業廃棄物処理施設設置者は維持管理基準を遵守する義務があります。

産業廃棄物処理施設の設置状況
（令和６年３月３１日現在）

施設名	施設
木くず等の焼却施設	1
木くず・がれき類の破砕施設	15
最終処分場	4
合計	20

立入検査の実施状況

年度	R1	R2	R3	R4	R5
事業場	3,962	3,803	4,679	4,344	5,501
処理業者	322	336	299	324	239
合計	4,284	4,139	4,978	4,668	5,740

（４）多量排出事業者の義務

廃棄物処理法第１２条第９項及び第１２条の２第１０項の規定により、前年度の産業廃棄物の排出量が１,０００ｔ以上又は特別管理産業廃棄物の排出量が５０ｔ以上である事業者は、産業廃棄物の減量その他処理に関する計画を作成し提出する義務があります。また、その翌年度、計画の実施状況について報告する義務があります。

受理した計画書及び報告書は、廃棄物処理法第１２条第１１項の規定により、岐阜市ホームページにて公表しています。

多量排出事業者に係る計画及び報告の提出状況

計画年度	R1	R2	R3	R4	R5
計画書	39	41	38	43	41
特管計画書	12	15	14	15	17
合計	51	56	52	58	58
実施年度	H30	R1	R2	R3	R4
報告書	39	40	41	41	47
特管報告書	12	12	15	14	16
合計	51	52	55	55	63

（５）産業廃棄物管理票に係る義務

廃棄物処理法第１２条の３第７項により、岐阜市内の事業場において産業廃棄物管理票（通称マニフェスト）を交付した事業者は、その交付等の状況を翌年度の６月３０日までに報告する義務があります。また、廃棄物処理法第１２条の５第８項により、マニフェスト交付の代わりに電子マニフェスト登録を行った場合は、電子情報処理組織から電子マニフェストの登録等の状況について翌年度の６月３０日までに報告を受けています。

これらの報告を集計し、産業廃棄物の処理状況を把握しています。

マニフェスト交付・電子マニフェスト登録の状況

年度		紙	電子	計
H30	事業者総数	834	1,177	2,011
	事業場総数	1,140	1,181	2,321
	交付・登録総数	52,341	54,869	107,210
	委託総量(t)	197,111	144,428	341,539
R1	事業者総数	771	1,198	1,969
	事業場総数	1,067	1,202	2,269
	交付・登録総数	45,970	66,527	112,497
	委託総量(t)	160,773	180,873	341,646
R2	事業者総数	766	1,279	2,045
	事業場総数	1,043	1,285	2,328
	交付・登録総数	40,685	60,980	101,665
	委託総量(t)	130,494	142,696	273,190
R3	事業者総数	758	1,392	2,150
	事業場総数	1,005	1,389	2,394
	交付・登録総数	41,322	68,573	109,895
	委託総量(t)	143,839	153,760	297,599
R4	事業者総数	762	1,456	2,218
	事業場総数	1,016	1,459	2,475
	交付・登録総数	34,927	77,767	112,694
	委託総量(t)	108,428	185,807	294,235

(6) 条例に関すること

①産業廃棄物処理計画書の作成

条例第17条の規定により、一定規模以上の産業廃棄物排出事業者は、産業廃棄物処理計画書を作成するとともに、産業廃棄物管理責任者を選任し、これを提出しなければなりません。

②県外産業廃棄物の県内搬入の届出

条例第20条の規定により、県外において発生した産業廃棄物を処分するために県内に搬入する者は、あらかじめ届出が必要です。

③小規模産業廃棄物処理施設の設置等の届出

条例第21条の規定により、産業廃棄物の処分を行うために廃棄物処理法第15条に規定する産業廃棄物処理施設以外の施設を設置しようとする者は、あらかじめ届出が必要です。

④小規模廃棄物焼却施設の設置の届出

条例第28条の規定により、火床面積0.5㎡以上又は処理能力30kg/時間以上の一般廃棄物及び産業廃棄物の焼却施設を設置する者は、あらかじめ届出が必要です。

条例関係の届出状況

年度	R1	R2	R3	R4	R5
処理計画書	3	43	0	7	4
県内搬入届	157	121	136	174	168
小規模処理施設	1	1	0	2	0
小規模焼却施設	0	0	0	0	0

(7) 産業廃棄物処分業者の年間取扱実績

産業廃棄物

区分	R2	R3	R4
燃え殻	0	0	0
汚泥	2,600	2,689	2,145
廃油	175	177	181
廃酸	9	13	10
廃アルカリ	5	33	36
廃プラスチック類	9,571	8,475	9,314
紙くず	735	635	825
木くず	52,475	57,261	48,029
繊維くず	1,714	500	856
動植物性残さ	0	0	0
動物系固形不要物	0	0	0
ゴムくず	0	0	0
金属くず	1,944	3,530	3,243
ガラスくず等	14,577	13,103	13,402
鋳さい	142	174	154
がれき類	115,904	107,679	137,427
動物のふん尿	0	0	0
動物の死体	0	0	0
ばいじん	0	0	0
13号廃棄物	0	0	0
混合廃棄物	12,019	6,337	6,291
合計	211,870	200,606	221,913

(単位：t)

特別管理産業廃棄物

区分	R2	R3	R4
引火性廃油	9	53	2
腐食性廃酸	14	23	11
腐食性廃アルカリ	1	1	1
感染性産業廃棄物	0	0	0
特定有害廃PCB等	0	0	0
特定有害PCB汚染物	0	0	0
特定有害指定下水汚泥	0	0	0
特定有害鋳さい	0	0	0
特定有害廃石綿等	0	0	0
特定有害ばいじん	0	0	0
特定有害燃え殻	0	0	0
特定有害廃油	0	0	0
特定有害汚泥	0	0	0
特定有害廃酸	0	0	0
特定有害廃アルカリ	0	0	0
13号特定有害廃棄物	0	0	0
合計	24	77	14

(単位：t)